

○公益財団法人三重県市町村振興協会評議員、理事及び監事の報酬に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日

平成 24 年規程第 1 号

平成 24 年 4 月 23 日（評議員会決議）

公益財団法人三重県市町村振興協会評議員、理事及び監事の報酬に関する規程
（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号並びに公益財団法人三重県市町村振興協会定款（平成 24 年定款第 1 号）第 13 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

（報酬の額等）

第 2 条 役員等の報酬は、日額又は月額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給する。ただし、役員等が国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職の公務員の場合並びに常務理事には支給しない。

2 前項の報酬は、次の区分により支給する。

- （1）日額をもって定めるものは、公益財団法人三重県市町村振興協会の評議員会又は理事会に出席したとき及び執務に従事したときに応じてその時々
- （2）月額をもって定めるものは、選任の月から任期満了、辞任、解任又は死亡による離任の月まで毎月。ただし、適宜合併して支給することができる。

3 一時金（賞与）及び退職手当は支給しない。

（報酬の支払方法）

第 3 条 報酬は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、報酬は、役員等の申出により、口座振替の方法によりこれを支払うことができる。

（規程の改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

（補則）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人三重県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則 （平成 24 年 4 月 23 日規程第 18 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

区 分		総額（年度額）	報酬の額	
理 事	理事長	80,000 円	月額	5,000 円
	理事長以外の理事	50,000 円	日額	3,000 円
監 事	公認会計士・税理士 の監事	600,000 円	月額	50,000 円
	公認会計士・税理士 以外の監事	50,000 円	日額	3,000 円
評議員		50,000 円	日額	3,000 円

○公益財団法人三重県市町村振興協会評議員、理事及び監事の費用弁償に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日

平成 24 年規程第 2 号

平成 24 年 4 月 23 日（評議員会決議）

公益財団法人三重県市町村振興協会評議員、理事及び監事の費用弁償に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、公益財団法人三重県市町村振興協会定款（平成 24 年定款第 1 号）第 13 条第 2 項及び第 27 条第 2 項の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項及びその支給基準について定めることを目的とする。

（費用の弁償）

第 2 条 役員等が公益財団法人三重県市町村振興協会（以下「協会」という。）の評議員会又は理事会に出席したとき及び執務に従事したとき（以下「従事等」という。）は、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、交通実費の額とする。

（遠隔地の費用弁償）

第 3 条 役員等が遠隔地から、又は遠隔地へ従事等をするため、特別の経費を要する場合は、協会の職員に支給する旅費の例による。

（支払方法）

第 4 条 費用弁償は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、費用弁償は、役員等の申出により、口座振替の方法によりこれを支払うことができる。

（規程の改廃）

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

（補則）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、役員等の費用弁償の支払に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人三重県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則 （平成 24 年 4 月 23 日規程第 19 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。